東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （附属施設） 第９条　学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 (1)～(4)　（略） (5)　国際家畜感染症防疫研究教育センター ２・３　（略）	本則 （附属施設） 第９条　学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 (1)～(4)　（略） (5)　感染症未来疫学研究センター ２・３　（略）	国際家畜感染症防疫研究教育センターを感染症未来疫学研究センターに改組するため

附　則（令和３年４月１日農規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。